

愛別町幼児センターの園庭や遊具の一般開放及び 利用にあたってのルールとマナー等について

愛別町教育委員会は、認定こども園愛別町幼児センターの園庭と遊具を昨年に引き続き一般開放することにしました。令和6年度は、6月2日（日）から利用可能です。

つきましては、次に示すルールやマナー等を守っていただきますようお願いいたします。

幼児センターの園庭や遊具は、日常、幼児センターに在籍する子どもたちが使用していますので、汚されたり、壊されたり、ゴミを放置されると、日常の教育・保育活動に支障が生じます。ルールやマナーを守ってみんなで仲良く利用してください。

また、園庭や遊具を利用した際のケガ等については、一切の責任を負えませんが、保護者の責任において利用していただきますようご理解願います。

愛別町教育委員会は、町内に遊具施設等が少ないことから、幼児センター園庭の遊具利用を認めますので、利用者は小学生低学年までの小さなお子さんと保護者を想定していますが、保護者等責任の持てる方が同伴であれば、小学生や中学生の利用や町外者の利用も可能です。

上記のとおり、保護者等責任の持てる方の同伴を条件としますので、小・中学生等の子どもだけによる利用は認めません。

■ルール

1. 利用できる日は、幼児センターが休みの日曜日と祝祭日のみです（ただし、日曜・祝祭日に幼児センターの行事がある場合については利用することはできません）。
2. 利用できる時間帯は、午前9時から午後5時までです。
3. 利用できるのは、園庭内のブランコ等の遊具、砂場、グラウンド、築山です（砂場は、野生動物の糞等が入らないようにシートをかぶせていますので、使用後は必ずシートをかぶせて、元の状態に戻してください）。
4. 幼児センターの建物、物置や車庫、園庭内の畑には入らないでください（物置内の物品等の使用は禁止します）。
5. 園庭や遊具を利用した際のケガ等については、一切の責任を負えませんが。
6. 子どもだけの利用はできませんので、必ず保護者等同伴のうえ利用してください。
7. 車や自転車は、旧さくら保育所前の駐車場に停めてください（旧愛別幼稚園駐車場への駐車及び路上駐車は厳禁です）。
8. 園庭への出入りは、旧愛別幼稚園玄関前の開閉扉から行ってください。
9. 利用する際は、旧愛別幼稚園玄関内の「利用者名簿」に記入してください。
10. 園庭にトイレはありませんので、農村公園等近くのトイレを利用してください。

裏面に続きます

- 1 1. おやつや飲み物等の飲食は認めますが、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 1 2. 園庭内の水飲み場は利用可能です。
- 1 3. 施設内は全面禁煙です。
- 1 4. 火気の使用は禁止です（花火も禁止です）。
- 1 5. ペットは園庭等、幼児センターの敷地内に入れないでください。
- 1 6. 自転車の乗り入れは禁止です。
- 1 7. ラジコン、リモコン式飛行機、ドローン等の利用は禁止です。

■マナー

1. 園庭や遊具等、幼児センターの設備を汚したり、壊したりしないでください。
2. 幼児センター敷地内の芝生や木、草花を傷つけたり採ったりしないでください。
3. 地面を掘ったり形を変えたりしないでください。
4. 他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。
5. 近隣住民に迷惑がかかるような大きい音を出すことはやめてください。

■遊ぶときに気をつけること

1. ブランコの立ち乗り等、子どもがケガをしたり、他の人にケガをさせるような危ない遊び方はやめてください。
2. ひもがついた服など、遊具に引っかかったり絡まったりしやすい服装は危険です。また、肩掛けかばんや水筒のベルトなども危険です。身につけずに遊んでください。
3. 保護者は子どもの年齢や遊びに伴う危険性に応じて、目・声・手の届く位置から見守ってください（小さなお子さんから目を離さないでください）。
4. 遊具はゆずりあって使ってください。
5. 日差しの強い日は遊具が高温になる場合があります。やけどに注意してください。

■グラウンドでのボール遊びについて

1. 他の人にボールを当てないように注意してください。また、他の利用者にケガをさせる危険があるゴルフボールや野球・ソフトボールなどの硬いボールは使用しないでください。
2. ボールが近隣の住宅や道路に飛び出さないように遊んでください。

※上記のルールやマナー等が守られない場合は、園庭や遊具の利用は禁止しますので、ルールやマナー等を守ってみんなで仲良く遊んでください。